

甘楽町役場 ☎74-3131(代) FAX 74-5813(代)
 にこここ甘楽 ☎67-7655(代) FAX 67-7066(代)

甘楽町若年者(ふるさと)就職
 支援事業補助金

新卒者(卒業後3年以内・外国人を含む)を雇用した事業主と本人に補助金を交付します。

対象要件

《新規採用者の要件》

- ・ 前年10月から本年9月30日まで採用された人
- ・ 6カ月以上継続して町内に住所を有している人
- ・ 6カ月以上継続して町内事業所で就業した人

- ・ 事業主と3親等以内の親族関係にない人
- ・ 町税等を滞納していない人

《事業主の要件》

- ・ 対象者を6カ月以上町内の事業所で雇用している事業主
- ・ 雇用保険の適用事業主(見込みも含む)
- ・ 町税等を滞納していない事業主

- ・ 清算、破産、再生手続き中や暴力団関係者ではない事業主

補助金額

- 本人・10万円
- 事業主・大学、短大、専修、大学の新卒者：1人当たり25万円
- 高校の新卒者：1人当たり10万円

申請・問い合わせ
 産業課商工観光係
 ☎(64)8320



甘楽町住宅リフォーム
 促進事業補助金

町内の業者を活用して自宅をリフォームした場合に、その費用の一部を補助します。

対象者

《申請者の要件》

- ・ 町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人
- ・ 右記住所で住民基本台帳に記録されている人
- ・ 過去に、本事業および甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人



《申請者および同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件》

- ・ 町税等を滞納していないこと
- ・ 暴力団員等でないこと

対象住宅

補助金対象者が所有し居住する築5年以上の住宅

申請受付期間

4月1日(金)～令和5年1月31日(火)

対象工事(次の要件を全て満たすこと)

- ・ 内装、浴室、トイレ、外壁の塗装などの生活環境向上を目的とす

るリフォーム工事であること

- ・ 町内の業者(法人は本店が町内にある業者)に発注する工事であること
- ・ 補助対象の工事費用が10万円(税込み)以上であること
- ・ 補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと
- ・ 令和5年2月28日(火)までに工事完了報告ができること

補助金額

《補助率》補助対象の工事費用の20%以内(中学生以下の子どもがいる場合は30%以内)

《限度額》20万円

※詳しくはホームページをご確認ください。

申請・問い合わせ

建設課都市計画係

☎(64)8322



甘楽町空き家リフォーム
 補助金

町内の空き家を有効活用し、移住定住を促進するため、空き家を取得してリフォームした場合に、その費用の一部を補助します。

対象者

町内の空き家を取得してその空き家へ転居または転入を予定している人

対象住宅 令和4年4月1日時点で、1年以上居住していない住宅

対象工事 リフォーム経費が20万円(税込み)以上かかる工事

補助金額

リフォーム経費の2分の1で50万円を上限

申請受付期間

6月1日(水)～8月31日(水)

申請・問い合わせ

企画課企画調整係

☎(74)3133



甘楽町危険空き家等除却
 補助金

町内の景観の向上と居住環境の改善を図るため、危険空き家等の除却をしようとする人に対して、その費用の一部を補助します。

対象者

不良住宅または特定空家等の除却をする人

補助金額

対象工事費の5分の4以内(上限50万円)

※詳しくはホームページをご確認ください。

申請・問い合わせ

企画課企画調整係

☎(74)3133

